

過にし頃、勝尾寺の開帳に、大和屋甚兵衛誘ひて參詣しけるに、○中後よりいまだ十六と見て十五なるべき美女の、○中おとし懸のはね鑿すかし形のさし櫛、金銀延分のかうがい、○中いづれに一つ悪き物好なく、ありのまゝなる素面、萬にいふべき所なし。

〔我衣〕元文年中三味線ノ根緒ニテ、○圖ケマンムスピニシテ、カウガイニサシ、其外ス。ノノ類ニテ、コノ如ク拵ヘカウガイトス。

〔守貞漫稿女扮〕守貞云、右ニ笄ト云、乃今ノ簪也、其頃ハ簪ト云ズ、總テ笄ト云歟、

〔我衣〕享保末ヨリ、ビイドロ笄ハヤル、筆ノ輪ノヤウニシテ五色ノ綿ヲ入タリ、後ニハビイドロヲ捻リテカウガイニサス、

〔人倫訓蒙圖彙〕角細工、梗槧櫛、○中角、象牙をもちゆるたぐひ、これをつくる寺町通を始め處々にあり、

〔雍州府志七土産〕象牙、以象牙笄水牛角造器物、○中凡書畫卷末軸多用之、近世婦人櫛箆又用之、

〔我衣〕延享元年、金銀ノ櫛笄カンザシ堅ク御停止、其後象牙、ツノ、ベツカフ、錫等ニテコシラヘサス、寛延ヨリ御停止ニカマハズサスナリ、

〔我衣〕明暦アタリ迄ハ女ノカウガイ、○中寛文ノコロヨリ鼈甲ヲサス人モアリ、○中早正徳ノ比ハ、下女モ鼈甲ヲサシ、グル／＼結ナリ、

〔甲子夜話四十九〕松平防州ハ、當時浪華ノ尹ナレバ、當地ノ邸ニハ、婦女子ノ殘リ居ルニ、或夜コノ盜○鼠入リタリト覺シキ、三月ト五月ノ兩度ナリシガ、○中一婦ノ部屋ニテハ鼈甲ノ笄簪等ヲ取出テナミヨク雙べ置キ、銀簪等ハ、折曲ゲテ置キタルノミニテ一物モ取ラズ、○下

〔我衣〕明暦アタリ迄ハ、女ノカウガイ、多クハ鯨ノ棒、カウガイナリ、○中貞享天和迄ハ、鶴ノ脛骨ノカウガイ、最上タリ、享保比ヨリハ供ヲツレル女ハ不用、老母ナド用タリ、元文ノ比ハ、馬ノ骨ヲ、鶴